千葉県警察本部告示第　180　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年11月4日

千葉県警察本部長

1　意見の聴取の期日

令和8年11月12日午前8時30分

2　意見の聴取の場所

千葉県千葉市美浜区浜田2丁目1番

千葉運転免許センター　3階　意見の聴取（聴聞）室

千葉県警察本部告示第　182　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年11月4日

千葉県警察本部長

1　聴聞の期日

令和8年11月12日午前8時30分

2　聴聞の場所

千葉県千葉市美浜区浜田2丁目1番

千葉運転免許センター　3階　意見の聴取（聴聞）室